

## 清代の貿易独占機構（二）

内 田 直 作

### 五 公行（Co-hong）のメカニズム

清代広東における外国貿易に関しては既述のごとく、粵海關開設直後十三行が設立され、牙行商人がその仲介機能を果たしており、総督、將軍、巡撫等の官僚に直屬する官商、帝室の内務府に直屬する内務府商人等があったが、康熙五十九年（一七二〇）におよんで、粵海關監督の支配下に厦門系の商人集団を主体とする十六家の民間商人が神前に牡鶏の血を吸って誓約の上公行を組織し、官府の監督下における外国貿易独占商人団体としての特殊の構成を明確化にしていた。中国固有の地縁集団としての人的結合關係を保持しながら、他面その名称からも明らかにされるごとく、官府のための代行機關としての公的性格をつよめるところとなった。その場合、締結された規約は前号掲載拙稿の末尾に明らかにした通りである。以下、その規約により公行組織の実体を検討してゆくこととする。

一 股份制 公行は中国固有の商事組合の合股の場合のごとく股分（株）により成立しているが、それは決し

て損益計算を同じくする単一の商事組合、乃至は商事会社ではなく、むしろイギリス東インド会社初期の制規会社、もしくは日本江戸時代の株仲間のごとく、ギルド組織に該当するものといえる。公行の股份は資本の持分というよりは、貿易取引割当の基準、諸税上納、外商への債務等支払不能のもの生じた場合の共同責任を分担する基準であつて、損益分配の基準でないことは明らかである。公行に所屬する行商は所定の規約「Regulation」に従つて、個別的の損益計算で貿易に従事することは制規会社「Regulated Companies」の場合と同様であり、なおギルド組織に止まつていた。だが、それが祭祀、宴集、相互扶助に重点をおく社会的な古ギルド的な組織から股分の設定により権利への参加、義務の分担の比率、ことに官府側に対して強行せしめられる保甲連坐制にも共通する共同担保責任のそれを明確化した点に、單純なギルド、乃至仲間的組合としての行「Hong」から、複合的な公的性格をつよめた公行「Co-hong」の特殊組織を誕生せしめるにいたつた。外国貿易に対する政府の財政収入、ことに関税徴収の代行、対外的交渉の仲介代行等官府の代行機関として重要な役割を果した洋貨の牙行（官許仲立人）としての洋行、もしくは行商（洋行商人）達に、単に仲立人組合の行としてでなく、とくに公行を組織せしめて股份により責任の所在を明らかにし——その意味では保商「Security Merchant」とも呼ばれた——官府の下請機関としての性格を強化せしめる一方、外国貿易独占の特権を許与していた。股份は出資の持分ではなく、官府や外商に対して分担する責任、乃至は貿易に *pro rata* に参加する個別主義的な立場での基準となるべき比率、乃至割当であつたといえよう。従つて、出資の限度で責任を負う有限責任ではなく、官府への納税、外商への債務支払の場合にはまず本人とその家族の父子、兄弟の家産に対して無限に追求され、なお不足する場合本人が伊犁地方へ流罪の刑に処せられる一方、不足分は公行の連名具保の行商達に股份に應じて清還、いわゆる按揭攤

還の法で完済せしめられた。<sup>(註1)</sup>

その場合の股分による分割支払の按股攤還は、股分による自己の最初の分担額のみについて無限に責任を負ういわゆる絶対的按股分担ではなく、さらに別に支払不能のもの生ずる場合はその額についてもまた按股攤還し完済せしめられてゆくいわゆる相対的、もしくは生死同心的按股分担の原則がとられている。<sup>(註2)</sup>

生死同心的按股分担の実例としては、嘉慶二年（一七九七）に破産行商の石中和 *Shy Kingqua* の債務の按股分担の際、総商の盧茂官 *Mowqua* が二三、八二六兩でも、とも多く、達成行 *Poonqua* が四、六五五兩で最少額を分担し、一方蔡文官 *Mungqua* の分担の五、四五八兩は同行商の引きつづいての破産に伴い、その分担額はさらにその他の八家の行商に再分割されていることがあげられる。<sup>(註3)</sup>

債務支払が股分により比例的に割当てられる点、自由主義的、個人主義的なローマ法の組合の共有に普遍的な持分の比例原則に通ずるものがあり、この股分比例原則の厳守される他面、責任が支払能力あるものに対し無限に追求されゆく点は、起源を家族に有する人的団体としての合名会社の連帯無限責任に近づいてゆくものがある。中国固有の家族、郷党の集団主義の一面、そこには個別主義の立場が交錯し、相対的按股分担責任はいわばこの両主義の複合として観察するのが至当とさえみられる。

中国固有の家族、郷党の集団主義の上に成立する無限責任が、さらに官府側からの保甲連坐的強制により強化され、一方それに契約関係からする個別主義的立場での株分法が交錯し、両者の複合物として公行の按股攤還制を成立せしめたとも理解されうる。マックス・ウェーバーも中世の商事会社成立の歴史的観察に際して、家族団体を起源とする連帯無限責任の合名会社 *die offene Handelsgesellschaft* と、持分比例責任のローマ法上の海

上組合 *die societas maris* ひいては合資会社 *die Kommanditgesellschaft* とを比較し、両者が全然別個の出自に属し、前者が人格的団体であるのに対し、後者は資本的に損益に参加する加入関係を構成すると結論して(註4)いる。中国固有の商事組合の合股にも家族制度に起源を有するものと、ローマ法上の組合のコメンダ契約に相似した起源を有するものとの別があることは、根岸信博士の明らかにされた通りである。(註5)按股分担責任も家族、郷党の集団主義の上に成立する無限責任と、契約関係の拡大に際して抬頭してくる個別主義的立場の上に成立する股分法の交錯による複合物で、中国にもつとも普遍的な商事組合の合股のみならず、官府代行の公的性格のつよい公行にも同様の慣行が採用されていたのである。

公行を組織する行商には位階があり、第一級は一股のもの五行、第二級は半股のもの五行、第三級は四分の一のもの六行、股分数計九股となっている。イームズが別の箇所で述べるところによれば、後年(年度不明)には第一位の行商は四股、第二、三、四、五位の行商は各三股、第六、七位の行商は各二股半、股分数計二十一股となっており、行商数と同様股分数も一定したものでなかったことが明らかにされる。(註6)

行商のうち、身家殷実、居心誠篤のものを一、二名選んで洋行事務を総弁せしめこれを総商 *The senior Hong Merchant* と称し、他の下位の各行商すなわち散商 *the junior Hong Merchants* を領導せしめた。(註7) 総商は上位の股分数多く、従って資力ある行商であり、同文行の潘文巖(潘啓、諱、振承) *Pankhequa I* や、怡和行の伍崇曜 *Howqua II* 等は著名であり、後者のごときは一八三四年当時田地、住宅、店舗、銀行、英米向け輸出商品等の投資額計二千六百万ドルと推定され、十九世紀末の換算では五千二百万ドルに相当するとさえいわれた。(註8)

行商に総商と散商の別があり、連名保結制で納税不能、外商に対する債務支払不能等の場合にはその支払完了の責任を負わされる。この行商相互間の責任以外に、行商はその下位の外国商人と海關との間の交渉の通訳、海關事務の代弁、諸税の計算をする通事 = Linguists の行為についての責任を負い、通事はその下位の船舶、商館への食料の供給、金銭出納事務、その他の雑務を行う買弁 = Compradore の行為についての責任をもち、買弁はさらにその下位の受払通貨の検査、両替事務を行う銀師 = Shroff の行為についての責任を負う保甲連坐的な段階的責任制が採用されていた。<sup>(註9)</sup>

**二 貿易の股分法** 以上、行商の股分が出資の持分というよりは、官府側への税餉、外商への債務支払の責任分担の割当としての側面を明らかにしたが、他面それは行商の特権である外国貿易独占への参加の割当の基準としても作用していた。規約の第十一条の「外船が一行商を選択して取引する場合は該行商は取引の二分の一を受け、他の二分の一はその他の行商に割当られるものとする。一船の全取引を独占するものは処罰する。」がどの程度確保されたか容易に明らかにされないが、イギリス東インド会社の記録では、一七三五年に行商の Sugua と絹織物の契約が結ばれ、その際、二分の一が Sugua 他の一半は四分の一宛 Leongua と Young Hungqua に割当てられていた。<sup>(註10)</sup> 一七九五年には輸入羊毛製品は次の比率で割当てられていたが、それは各行商の当時の股分とみなして差支えないであろう。

Puanhkequa (同文行)	四股	Puigua (怡和行)	二股	Gnewqua (会隆行)	一股
Geowqua (源順行)	二股	Yangua (義成行)	二股	Pongua (達成行)	一股
Mowqua (広利行)	二股	Chungua (東生行)	一股	Consequa (麗泉行)	一股

清代の貿易独占機構

嘉慶十四年（一八〇九）軍機大臣慶桂の民夷交易章程審議の上奏文のうちには、按股交易を行商と外商の自由に放任することなく、以後外国商品到着の際には粵海關監督自ら洋行の総商を率いて夷館内で公平按股籤掣を行いたいと該督の要請について、この官掣を認めれば官商結託の弊と資力不足の乏商に有利となる怖れがあるから、この議を用いてはならないと結論し、その上奏はそのまま認可されている。<sup>(註12)</sup> その上奏文には諸外国のうち貿易額がもっとも多く、常に数行に按股分割するのは専らイギリス東インド会社であること、行商の股分には数股を有するもの、一股、半股にすぎないもの別のあることが述べられている。

モースの記録の一八二一年の個所には、Consequa（麗泉行）の債務四十万両の代還の際は、

Howqua（怡和行）四股    Poongua（同泰行）二股    Gogua（東裕行）二股  
 Mowqua（広利行）三股    Kingqua（天宝行）一股    Fatqua（万源行）二股  
 Chungua（東生行）三股    Manhop（福隆行）一股    Exchin（西成行）二股

の割当てで五カ年の年賦で按股攤還せしめられることになっていた。そこでは破産行商の債務分担の股分はまた同時に貿易参加の股分でもあったことが明白にされている。<sup>(註13)</sup>

一八二九年の輸入ラシヤ地配分の股分は次の通りであった。<sup>(註14)</sup>

Houqua（怡和行）四股    Puankequa（同孚行）三股    Kingqua（天宝行）二股  
 Mowqua（広利行）三股    Gogua（東裕行）三股    Fatqua（万源行）二股

ハンターは東インド会社の買付は股分により各行商に割当てられ、股分のうち十四股は怡和行に集中していたことを明らかにしている。<sup>(註15)</sup>

如上、股分には推移があり、行商の盛衰を反映せしめていた。股分の新規獲得は規約第十三条によれば、新行は公行の費用支弁のため一千両を預入れて第三級商人、すなわち四分の一股を獲得しうるものとしている。もちろん、公行への預入れのほか、地方官僚への非合理的な巨額の陋規をも必要としたことはいうまでもない。モースが後年の道光九年（一八二九）の事例について、新規行商の官府への陋規について、粵海關監督關係計三五、五九六兩、兩広総督關係計一、六二〇兩、南海縣關係一、三九二兩、捺印料一、四〇〇兩、その他一、〇〇六兩、總計四二、〇二四兩を必要としたことを指摘している。<sup>(註16)</sup>一八三八年イギリス駐清監督官エリオット=Charles Elliotから本国のパーマストン外相宛の報告には新行の免許状下附に際して、粵海關監督以下の官吏達に六万乃至八万ドルの陋規を必要とし、創設資本の大部分の吸収されてしまうことが述べられている。<sup>(註17)</sup>また、ハンターは二十万ドル、すなわち五五、〇〇〇ポンドを必要としたとしている。<sup>(註18)</sup>

行商は牙行の場合と同様世襲制が認められていた。牙行の場合は老年病氣等の事故により廃業が認められていたが、行商ことに巨資を擁する股商の場合は隠退を求めても許可されず、事実上破産ひいては伊犁地方への流罪<sup>(註19)</sup>以外は廃業しえなかった。股分の譲渡の自由はなかった。ただ、破産行商の出現する場合その債務を代還することによってその股分の譲り受けが認められていた。資力ある行商の股分は漸次増加の一途を辿ったことは怡和行の場合にも明らかにされる。行商の股份はわが国江戸時代の株仲間<sup>(註20)</sup>の株に相似して営業をなす特権であり、行商の権利義務を客観化したものにすぎなかった。出資持分として合一して商事組合の合股、乃至は株式会社を組織するまでにはいたらないで、一八四二年の英清間南京条約第五<sup>(註21)</sup>条により公行制度の廃棄をみるまで終始商人ギルドの範囲をでなかった。

広東十三行が公行制の確立により祭祀的、友誼的な相互扶助団体から経済的機能を高めるにいたったことはいうまでもない。各行商の資力と責任に比例して股分法により貿易特権を仲間行商に公平に配分し、相互に競争を排除し、貿易独占機構の礎地を強化せしめていた。

三 公所基金 = Consoo Fund 広東十三行を組織した行商は厦門商人集団に属し、湄州廟、その後の湄州会館を同郷集会、祭祀の場所としていたことは、前節に明らかにした通りである。さらに、厦門商人集団のうちの十三行商人達が別に同業集会の場所として——建設の時期は明らかでないが——洋行会館もしくは公所があった。粵海関志巻頭の図や、道光南海県志には洋行会館とあり、粵海関志巻二十五、行商の条や、イギリス側諸文献には公所 = Consoo House と呼ばれし<sup>(註22)</sup>。

広東十三行の公行制の成立をみるとともに、公所は行商の売買価格の決定、度量衡の検査、品質検査等の共同酌議の場所として重要性をもつにいたるのみならず、公所基金を設定して単なる宗教的、社会的ギルドとしてでなく、経済団体としての意義をつよめていた。

行商は別名洋行、すなわち洋貨の牙行(官許仲立人)であり、外国商人と内地商人との間の貿易を仲立して売手側から三パーセントの行用<sup>(註23)</sup>、仲立手数料を取得するのが原則となっていた。この意味において牙行は *Footbook* = *fees-take* ととも称せられたが、行商は事実上仲立取引の域外にでて売買の価格差額を取得するのみならず、内地商人に前貸をし、さらに怡和行のごときは郷土の武夷に茶園をもち、著名な工夫 = *Congo* 茶をさえ自ら生産して<sup>(註24)</sup>いた。

何れにもせよ、行商は「貢価」と称し、皇帝、官僚層への贈答用としての仕掛時計、その他盆景、花瓶、玻璃

鏡等の珍奇品の購入、「軍餉」、黄河改修のごとき「河工」等の不時の出費としての捐輸、関税や外商債務の積欠支払に対する積立金として公所に行用を蓄積してこれ等の出費にあてた。<sup>(註25)</sup> そのことは道光二十年（一八四〇）五月の両広総督林則徐の上奏のうちに「伏して思うに、商等夷人と貨物を交易するは、向きに估価に照して、毎兩行用三分を得て、以て公に弁ずるに資すべし<sup>(註26)</sup>」とある通りである。行用は輸出入品につき各三パーセント徴収することを原則としたが、<sup>(註27)</sup> 事実上は一〇パーセント前後が徴収され、外商側から苛税としてその緩和が再三請願されていた。<sup>(註28)</sup> 行商がその本来の収入の主要源泉である行用を公所基金として積立てたことは、すでに行商が前述のごとく仲立人の地位にのみ止まっていなかった事実を反映するものといえよう。

公所基金が何時から設定され始めたかは明らかではないが、モースの記録によれば、乾隆四十一年（一七七六）にギルド税 = Gild Levy が鉛に対して五パーセント、毛織製品以外の輸入品に対し一〇パーセント、輸出茶に対しては一ピクルにつき一兩が課せられたとあるのがその最初であり、その総額は当該年度で五〇万兩に達していた。<sup>(註29)</sup> 嘉慶十五年（一八一〇）当時では年間七〇万兩が徴収され、輸入棉花には一四パーセント、輸出茶には一〇パーセントが課せられた。<sup>(註30)</sup> 嘉慶十八年（一八一三）は外商への債務積欠が按股分担でなく公所基金から支弁され、嘉慶十九年には、河南匪徒、睢州河工のため行商は二四万兩を拠出し、官僚への贈答用の時計購入のためは一〇万ドルを費消し、それ等は公所基金から支出された金額（一八一二—三年度、六九八、〇〇〇兩）以外の負担であったとされるから、公所基金の設定をみても、専ら官府側の苛索によりなお不足勝ちであったことが明らかである。だが、公所基金の創設により、貿易は個別計算で行われていても、公所自体が外商への債務、税餉の支払に責任をもつにいたる点に、公所が一応独立的な法的主体としての協同組合へと一歩前進したかにみられ

る。だが、他面そこには市民的自主性はなく、多目的で不明確なギルド組織に停滞し、目的の単一化と明確化による近代的組合への発展はみるまでにはいたらなかった。イギリス東インド会社が初期の制規会社によるギルド制から、株式原則を完成しつつ資本主義的要素が究極の担い手となる近代的株式会社組織と完成せしめたことは、対蹠的な傾向を呈示しているものといえよう。

**四 公行の牙行的職分** 十三行商人は地方官僚や内務府に直屬していた時期から粵海関監督の支配下に公行を組織し、股分により権利義務の所在を明らかにし、後年には公所基金を設定し、官府のための外国貿易代行機関としての公的性格をつよめる一方、行商は一般の牙行商人と共通する機能をも發揮していたことはいまでもない。

同じく異族支配の元朝が牙行制度に対し否定的態度を採ったのに対し、清朝は前代の明朝の牙行制度をそのまま踏襲した。清朝が官設の牙行を認めたのは康熙二十五年（一六八六）であって、五年目毎に牙行を清查し旧帖を交換せしめることとした。ついで、康熙四十八年（一七〇九）に私設牙行が任意に、時としては暴力的に商業利潤の奪取を恣にすることを禁止するため、改めて官帖を給した官設の牙行に物価の平準を維持せしめることとした。だが、なお牙帖は下部官府機関の州県から濫発される弊害があったから、雍正十一年（一七三三）におよんでこれを禁止し、改めて各省の藩司（布政使司）から交附することとし、さらに額設制を設けて牙行の員数を制限し任意に増添せしめないこととした。<sup>(註31)</sup>

全国各省の牙帖額数は一七八、八七五通と定められたが、広東、福建両省のみは定額の数が明らかにされなかった。<sup>(註32)</sup> そのことは前節にも述べたごとく広福両省が政治的に不安定な地方であり、西欧諸国との接触の頻繁なこ

と、内外各貨の総匯の地で額設制を設けないで、交通の余地を残しておいたものといえよう。清代の牙行に関する法規としては清律の戸律、市廩に「私充牙行埠頭」、「市司評物価」、「把持行市」、「私造斛斗秤尺」、「器用布絹不如法」の五カ条があり、戸律、課税には「匿税」、「舶商匿貨」の二カ条があった。さらに、牙行開設に際して戸部から発給される牙帖記載の詳細な規定には右の清律の諸規定が織りこまれていた。<sup>(註33)</sup>

前号所載の行規約十三カ条にも同様牙行に関する諸規定に該当するものが収められている。

第三条の「各員集議し、外人との売買価格を決定する。もし、秘かに外人と取引するものがあれば処罰する。」ならびに第四条の「各員集議し、内地から来広した外国向販売商品の価格を定める。該価格で販売しないものは処罰する。」は、戸律、市廩の「市司評物価」の本文の「凡そ諸物の牙行人、物価を評估し、或いは貴を以て賤と為し、或いは賤を以て貴と為し、価をして平らかなざる者は、増減する所の価を計り、贓に坐して論ず」に該当し、価格の決定は公平にし、貨物の美悪、時価の高低については牙行人の評価を以て基準とし、牙行に周礼における「市司」の名をもたさしめていた。また、牙行が売買価格の差額を利する場合は、戸律、市廩の「把持行市」の本文の「凡そ諸物を買売するに両つながら和同せず、把持して市を行い、専らその利を取り、及び販鬻の徒、牙行に通同して共に姦計を為し、己れの物を売るには賤を以て貴と為し、人の物を買うには貴を以て賤とする者は杖八十。」により処罰され、牙行は公平価格を査定し、価格差額を取得しない仲立取引に止まるべきものとされていた。また、同条の「もし、秘かに外人と取引するものがあれば処罰する。」は戸律、課程の「舶商匿貨」の「凡そ泛海の客商船舶岸に到れば、即ち貨物を將て実を尽し、官に報じて抽分す。若し沿港土商牙僧の家に停塌して報ぜざる者は杖一百。供報すと雖も、実を尽さざるは罪またかくの如し。」の規定に該当するものと

いえよう。だが、事実上は行商が公行を組織し、股分により貿易を分割し、相互の競争を回避し、独占機構を強化していたことと、当時の中国が生糸、茶の独占的生産国であったことからする売手市場として、行商は価格決定に優位にたち、外商側は英、和、仏、瑞典、澳、丁、米諸国の相互競争により常に不利な立場におかれていた。後述のごとく、イギリス東インド会社が公行制廃止に努めた理由も行商の独占価格決定権の否定にあった。

第五条の「価格が協議され、品質検査後劣貨を偽って外人に販売んとするものは処罰する。」は、戸律、市廩の「器用布絹不如法」の本文の「凡そ民間器用の物を造って、牢固正実ならず、及び絹布の属、紕薄短狭にして売る者は各笞五十。」の規定に該当し、器具、日用の物を造作して牢固正実でなく、損壊し易い絹布の類の生地が粗悪で短狭の劣貨を売るものは処罰された。

第六条の「一切の貨物の船積は官簿に記入しなければならない。」は、戸律、市廩の「私充牙行埠頭」の本文の「凡そ城市鄉村諸邑の牙行及び船の埠頭は抵業ある人戸を選んで充応し、官は印信之簿を給し、逐月至るところの客商船戸の住貫姓名、路引の字号、物貨数目を附写し、毎月官に赴いてその来歴引貨を查照す」の規定にもとづくものであり、行商の司事、管店人等は毎日官簿に滞りなく記載して官署に届けその考査をうけること(註34)を必要とし、行商は事実上外商の警察的取締にも便ぜられていた。

第九条の「緑茶商人は看貫を正しくし、不正茶を混じてはならない。」は、戸律、市廩の「私造斛斗秤尺」の本文の「凡そ斛斗秤尺を私し、平ならず、市に在って行使し、及び官降の斛斗秤尺をもって弊を作して増減する者は杖六十、工匠も同罪」に該当し、度量權衡の不正を取締っていた。それがことに茶について規定されているのは、茶が塩と同様權稅の対象であり、權茶の法によりとくにきびしく取締られていたによるものとみられる。(註35)

第一〇条の「行商は外人より買入れた商品の代価を前金にて支払うべきものとする。」は「把持行市」の条例の「凡そ外国人朝貢して京に到れば、会同館に市を開くこと五日。各舖行人等。応禁に係わらざるの物をもって館に入り、兩平に交易す。布絹を染作する等の項は限を立て交還せしむ。如し賒買し及び故意に拖延し、遠人を騙勒し、久しく候いて起程するを得ざらしむる者あらば同罪。」に準ずるものである。

第十一条の「外船が一行商を選択して取引する場合は該行商は取引の二分の一を引受け、他の二分の一はその他の行商に割当てられるものとする。一船の全取引を独占するものは処罰する。」は戸律、市廛の「私充牙行埠頭」の条例のうちの「若し光棍頂冒朋充して巧に名色を立て、総行を羈開し、商人を逼勒し、別投を許さず、客本を拖欠し、久しく占めて商を累する者あらば、問罪して枷号する一個月にして附近に発して軍に充つ。」の規定の趣旨に沿うものである。

如上の検討により、モースやイームズの公行規約の要約はきわめて簡略化されているが、仔細に観察すれば、清律における牙行の主要取締規定の全部が一応網羅されていることが明らかにされる。もちろん、規約のうちに見出されない牙行取締規定の細目のうちの地域制限、すなわち私分地界（私充牙行埠頭の条例）は許されないが、事実上広州城外西南郊の珠江に面した一小区劃に限定されていたから問題はない。また、員数制限、すなわち額設制については、第十三条では十六行九股となっており、十三の額数は建設物以外には必ずしも厳守されていないことがわかった。

また、牙行の免許状、乃至は股分の譲渡については規約に何等明らかにされていないが、一般牙行の場合と同様世襲制による相続と破産行商のそれを債務代還により譲りうけること以外に、他人への譲渡の自由、いわゆる

頂肩（ほうびき）（私充牙行埠頭の条例）は認められていない。

さらに、仲立取引の型式が売手、買手、牙行の三者の面前で受渡しする三面授受のことが明記されていないが、右は当然の慣行として取りあげるまでにいたらなかったものとみられる。何れにもせよ、前節所載の公行規約を検討する場合、十三行商人が基本的に牙行商人として取扱われていることが明らかにされる。それが牙行制から公行制への発展を特徴づけるものは股分制により行商の権利義務の所在を明らかにし、公所基金の設定により官府の代行機関としての性格をつよめ、他面その結集力の強化により外商側に対して外国貿易独占体としての地位を強化したことにあるものといえよう。

もちろん、牙行制にも同行互保のことがあり、例えば、牙行免許状の牙帖（註36）所載の取締規定のうちにも「向例牙行は定額あり、もと額外増添することをえず、現在は股実の良民、及び生監、職銜人等隣佑同行互保各結を取って具えれば、均しく補に充つるを許さんと擬す」とあり、牙行には同行の保証を要することが明らかにされるが、それは専ら官府側に対する納税、警察的取締に対する保証に止まり、公行制の場合のごとく行商全員の官府と外商側に対する按股分担責任による共同担保制、貿易取引の股分法にまでは発展をみていなかった。

なお、公行制が諸外国の官民と清朝官府側との政治的交渉の仲介、相互異質社会の交渉の中人＝Co-between-manとして、恰かも牙行が中国の地方集团的に分裂した個別主義的社会の仲介機関として果すと同様の役割を踏襲していることも見逃しえないが、ここではその詳論を別の機会に割愛しておく。

（註1） 刑案匯覽、卷十、把持行市、洋商虧短外夷帳目積欠餉銀の条には、道光九年（一八二九）福隆洋行の関成発が官府側に対し、餉銀三十四万両、イギリスその他の外国人に貨銀百零九万両の債務を滞り、家産を徴収しても問題となら

ず、洋行商人の伍受昌が公行で徴収する3%の行用=Onsoo Taxで先ず餉銀を支払い、残余の外国商人に対する債務は道光八年から六年の年賦で関成発に代わって攤還することが明らかにされている。なお、関成発は通判塩提挙の官職を剝奪され伊犁の苦役に充当された。

(註2) 根岸佶博士「合股の研究」(昭和十八年六月東亜研究所資料甲第二十三号C) 第二篇合股の法制第三章合股債務に対する股東の責任のうちに、相受式もしくは絶対的按股分担と、生死同心式もしくは相対的按股分担について詳論されている。行商の按股攤還制は中国の所在に行われる生死同心式に該当している。

(註3) H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China, 1635—1834*, Oxford, 1926, Vol. II, p. 284.

(註4) Max Weber, *Zur Geschichte der Handelsgesellschaften im Mittelalter*, Stuttgart, 1889.

(註5) 根岸佶博士、前掲書、総説第一合股の淵源。

(註6) J. B. Eames, *The English in China*, London, 1909, p. 184. 梁嘉彬着「広東十三考」には、道光二年(一八一二)に行商の伍怡和は股份四股、盧広利、劉東生と潘同文は各三股を占めていたことが明らかにされている(同書二六六頁)。

(7) 粵海関志卷、二十五、行商の条。

(8) William C. Hunter, *The Fan Kwae at Canton before Treaty Days, 1825—1844*, Shanghai, 1938, p. 29.

(9) 支那研究第四十七、八号所載拙稿「買弁制度の研究」(一)(二)ならびに「Correspondence Relating to China, 1840, Inclosure in No. 38, pp. 88—94. さらに「籌弁夷務始末卷之九の条に曰く「各夷館所用工人看門人等、均責成買弁保障、其買弁責成通事保充、而通事又責成洋商選扱。」

(10) H. B. Morse, *op. cit.*, Vol. I, p. 234.

清代の貿易独占機構

清代の貿易独占機構

- (11) H. B. Morse, op. cit., Vol. II, p. 286.
- (12) 清代外交史料、嘉慶朝第三冊、軍機大臣慶桂寺奏會議阿広総督百齡等民夷交易章程逐款臚陳呈覽片。
- (13) H. B. Morse, op. cit., Vol. IV, pp. 8—9.
- (14) H. B. Morse, op. cit., Vol. IV, p. 185.
- (15) W. C. Hunter, op. cit., p. 22.
- (16) H. B. Morse, op. cit., Vol. IV, p. 372.
- (17) Correspondence Relating to China, 1840, Inclosure 5 in No. 117, Recapitulation, p. 288.
- (18) W. C. Hunter, op. cit., p. 22.
- (19) 戸部則例、卷四十二、関税牙行額税。
- (20) 宮本又次著「株仲間の研究」
- (21) 南京条約第五条に曰く「凡大英商民在粵貿易、向例全歸額設行商、亦称公行者承弁、今大皇帝准以嗣後不必仍照向例、乃凡有英商等赴各該口貿易者、勿論与何商交易均聽其便、且向例額設行商等内有累欠英商甚多無措清還者、今酌定洋銀三百万円作為商欠之數、准明由中国官為償還」
- (22) Chinese Repository, Vol. IV, Canton, 1836, Walks about Canton, p. 102. には consou house についての簡単な説明がある。
- (23) Report from the Select Committee of the House of Lords appointed to inquire into the present state of affairs of the East India Company, 1830, p. 352. には、資力ある行商は自己計算で投機的取引に従事し、内地への茶の買付に出向き、内地茶商へ前貸をし、その取得する利潤は前貸金の金利をふくめて二五%見当であったことが報告されてゐる。

- (24) W. C. Hunter, op. cit., p. 30.
- (25) H. B. Morse, op. cit., Vol. III, p. 193.
- (26) 籌弁夷務始末、卷之十。
- (27) J. F. Davis, China, London, 1857, Vol. II, p. 383.
- (28) H. B. Morse, op. cit., Vol. III, pp. 61—63, p. 146, p. 335. には一八〇七年、一八一〇年、一八一八年に苛重の公所基金の徴収に対する抗議がイギリス東インド会社側の委員会から提出されたことが明らかにされている。
- (29) H. B. Morse, op. cit., Vol. II, p. 16.
- (30) H. B. Morse, op. cit., Vol. III, p. 141.
- (31) 清朝文献通考卷三十一、征權考六、雜征斂。
- (32) 戸部則例卷四〇二、関稅五、牙行額稅。
- (33) 一橋論叢第二十二卷、第一号、所載拙稿「中国における商業秩序の基礎—牙行制度の再検討—」には咸豐六年（一八五六）湖北省建安府安陸県在北門外河街地方開設の糧食行の程鼎新に交付された戸部頒發湖北省牙帖所載の牙行取締規則について逐条吟味しておいた。
- (34) 籌弁夷務始末卷之九、道光二十年庚子正月己酉兩広総督林則徐上奏。
- (35) 清律、卷九、戸律、課程、私茶に曰く、「凡そ私茶を犯す者は私塩の法に同じて罪を論ず、如し已でに批驗する截角の退引をもって山に入って影射し、照して茶を支出する者は私茶を以て論ず。」
- (36) 一橋論叢第二十二卷、第二号所載、前掲拙稿、第五九頁、牙行取締規定図をみよ。同様の規定は、そのほか江蘇省、甘肅省牙帖等にもみられる。

## 六 公行制の変遷

一 中国側文献における公行制 上述するところにおいて、公行制は康熙五十九年（一七二〇）に創設され、一八四二年南京条約で廃棄される直前も公行制を保持していた。だが、その間公行制に終始していた訳ではない。

粵海關志、卷二十五、行商の条によれば、乾隆二十五年（一七六〇）に洋商潘振成（同文行）等九家が「公行を設立し、夷船を専弁すること要請して許可されたが、乾隆三十五年（一七七〇）には潘振承（Pankhequa）等の各洋商が「夷船を公弁する衆志紛岐し、漸く推諉にいたり、公を補うなし。」と申請して公行制の撤廃が認められ、総散各商連名具保の共同担保制に代わって、自由競争の立場におかれる分行各弁制が採用された。従って、それにつづく乾隆四十二年（一七七七）三月、倪宏文（Wayqua）がイギリス東インド会社の貨銀一万一千余兩の支払を滞った際、兄の倪宏業と外甥の蔡文觀が代わって六千兩を支払い、残余の五千余兩は督撫、司道、府州県等の地方官が代賠し、倪宏文は伊犁に流罪となり、その他の行商は何等の責任を分担していない。

右の分行各弁制は官府側に不利であったから、乾隆四十五年（一七八〇）に秦和（Yngshaw、裕源）Kewshawの両行商の破産の際は共同担保制の回復となり、潘文敵（同文行）Pankhequa 等の各行商は十年賦で完済せしめられた。乾隆五十六年（一七九一）行商吳昭平（Egqua、破産の場合は家産を整理し、なお残余の外商に対する債務は各行商が同様分限代還している。だが、その場合各行商の股分が明確にされていない点で問題を残していたが、嘉慶十八年（一八一三）には、再び総商と散商の区別を設け、総商に洋行事務を総理せしめ、総散各商

公同聯各保結の公行制の旧例の復活をみた。<sup>(註1)</sup>

道光九年（一八二九）には、右の総散各商公同聯名保結制を採用してからは、資本不足により行商の閉鎖するもの六家におよんだが、総商が新商の保結を容易に引受けなため、その後十余年間にわたり一行も新設されず、七行に減少したため、改めて総散各商聯名保結制に代わって、一、二の行商の保結で一、二年試弁により新商の添設を認めることとして、公行制の停止をみた。各商聯保法の公行制の停止により予期された通り新商の増加をみ、十三行の旧觀を回復したが、税餉の納付困難、外商への債務増加、紋銀出洋、阿片の密輸入等の情勢の複雑化に伴い、道光十七年（一八三七）聯保の旧例、すなわち公行制が復活され<sup>(註2)</sup>、道光二十二年（一八四二）の広東十三行の消滅の時期にまでおよんでいる。

以上、粵海関志、卷二十五、行商の条に略述されているところでは、乾隆二十五年（一七六〇）公行設立、乾隆三十五年（一七七〇）公行制に代わって分行各弁制、嘉慶十八年（一八一三）公行制復活、道光九年（一八二九）一、二年試弁、一、二商保充法採用、道光十七年（一八三七）公行制の再度復活をみていた。公行制は税餉、外商債務の支払には効果的に作用したが、他面新商増加の困難は、地方官僚に巨額の陋規取得の機会を失わしめていた。従って、如上の公行制の存廢の繰返しは地方官僚の誘惑されやすい陥穽であり、公行制は彼等の好餌の対象として徒らに發展のない途上を前後往復せしめられていたにすぎなかった。

（未完）

（註1） 粵海関志、卷二十五、行商の条

（註2） 籌辦夷務始末、卷之九